

令和6年第10回京田辺市教育委員会定例会議事日程

令和6年10月16日(水)

午後3時開会

市役所3階305会議室

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 報告第15号 令和6年度京田辺市一般会計補正予算(第2号)について
- 5 日程第3 報告第16号 京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部改正について
- 6 日程第4 報告第17号 令和7年度京田辺市立幼稚園・こども園(幼稚園枠)の募集結果について
- 7 日程第5 議案第50号 令和6年度京田辺市教育委員会表彰について
- 8 閉会宣告

O

Q

令和6年第10回教育委員会定例会出席者名簿

教育長	山岡弘高
委員（教育長職務代理者）	藤原孝章
委員	上村真代
委員	伊東明子
委員	藤井直

■説明のために出席を求めた者

教育委員会事務局

教育部長	櫛田浩子
教育指導監 （こども・学校サポート室長 事務取扱兼務）	片山義弘
教育部副部長 （教育総務室長 事務取扱兼務）	古谷隆之
教育総務室担当課長	平岡孝章
こども・学校サポート室総括指導主事	勝又靖志
学校教育課長	田原暁
学校給食課長 （学校給食センター所長 事務取扱兼務）	西村明
社会教育課長 （中央公民館長 事務取扱兼務）	出島ケイ
社会教育課担当課長 （中央図書館長 事務取扱兼務）	七五三和広

■事務局書記職員

教育総務室総務係長	近藤隆充
教育総務室再任用主査	鈴木勝浩

■こども未来部（3名）

こども未来部長	釘本幸一
---------	------

こども未来部副部長

河 本 佐和子

(こども未来政策推進室長 事務取扱兼務)

(子育て支援課長 事務取扱兼務)

保育幼稚園課長

内 野 文 彦

O

O

令和6年第10回京田辺市教育委員会定例会

教育行政報告

R06/09/18 ~ R06/10/16

1. 教育行政報告

9月

18日 (水)	文教福祉常任委員会	委員会室
19日 (木)	経営会議	403会議室
20日 (金)	市指導主事計画訪問 決算特別委員会（現地調査）	普賢寺小学校 委員会室
25日 (水)	山城教育局指導主事計画訪問（伊東委員）	薪幼稚園
26日 (木)	第1回いじめ防止対策推進委員会	中央公民館
27日 (金)	山城教育局指導主事計画訪問（教育長、上村委員）	松井ヶ丘小学校
30日 (月)	山城教育局指導主事計画訪問（西村委員、伊東委員） 市議会本会議（一部採決 他）	大住中学校 議場

10月

1日 (火)	藤井委員任命書交付式 日本公衆電話会贈呈式 自衛消防隊訓練大会	市長室 応接室 多目的運動広場
2日 (水)	京田辺市立小・中学校長会議	中央公民館
3日 (木)	決算特別委員会（部局別審査）	委員会室
5日 (土)	みんフェス2024～京田辺みんなの働くプロジェクト～	田辺公園
8日 (火)	市教育研究会特別研修講話	中央公民館
10日 (木)	市議会本会議（選挙に係る補正予算上程及び議決）	議場
11日 (金)	第2回京都府都市教育長協議会	南丹市
13日 (日)	第39回京田辺市民詩吟詩舞発表会	中央公民館
14日 (月)	大住隼人舞奉納	月読神社
15日 (火)	経営会議	305会議室
16日 (水)	第10回教育委員会定例会	305会議室

2. 議会報告

O

O

議会報告

令和6年第3回京田辺市議会定例会

1. 令和6年9月18日開催 文教福祉常任委員会 p. 1～10
2. 令和6年10月3日開催 決算特別委員会 p. 10～30

O

O

(文教福祉常任) 委員会審議状況報告書

令和6年9月18日(水)開催分

部局等名(教育部)

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
	【議案審査】京田辺市学校給食費の徴収に関する条例の一部改正について		
増富委員	小学校における未納の現状については、導入された公会計のメリットと、実際に運用されている中でのデメリットは。	学校給食課長	現在の小学校の徴収率は99.91%となっている。また、中学校においては、今年4月から中学校給食の公会計を導入し、市の方で給食費を徴収している。メリットは、教職員の働き方改革の一環として、これまで小学校で行っていた給食費の徴収事務が軽減されることが挙げられる。中学校では公会計で市が行うため、その分業務負担が軽減される。 一方で、デメリットは徴収事務が軽減されたとはいえ、給食費の徴収にあたっては、生徒と教職員が食べた喫食数の管理など新たな事務的な負担が生じる可能性がある。
〃	そのデメリットとはどういうことか。中学校が初めてだから生じることなのか。小学校では、どのような点対応されているのか。	〃	先ほど中学校のデメリットということで答弁したがデメリットではなく、中学校給食の開始に伴い、新たな事務が発生するということである。小学校では、すでに学校内で事務的な管理が行われている。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
増富委員	小学校給食に関するお金のやりとりがなくなると、家庭生活における情報が不足し、家庭と学校の連携が弱まる懸念があるので、今後の連携と強める取り組みを要望する。		
吉高委員	教員の事務負担を軽減する取り組みが進められる中で、その結果として教育委員会の事務負担が増加する可能性がある。この点について、教育委員会はどうに対応していくのか。	学校給食課長	公会計化に伴い、教育委員会の方で事務が生じることになるが、システムを導入することにより、全体のスケールメリットを享受できると考えている。各校で行うよりも、市教委の方で統一した対応をすることによって、業務全体の軽減につながると思う。
〃	人的な対応体制を整える必要は特になく、現状のままを進めていけるのか。	〃	既に公会計導入にあたり、体制を強化し、準備を進めているので、今後、新たに状況が変わる場合もあるかもしれないが、現状は対応できている状況である。
〃	今後も状況を見ながら、必要に応じて体制を強化していくということと、その点についてしっかりと対応していただきたい。また、教育委員会の事務や他の業務に影響が出ないようにしていただければと思う。		

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
	【議案審査】京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について		
増富委員	中央公民館は教育委員会の施設であると思うが、なぜ市長に変えなければいけないのかもう少し説明をしていただきたい。	社会教育課長	地方自治法により、予算の執行に関する権限は元々市長にあるが、これまでは条例に基づいて館長と定めていた。しかし、権限自体は市長にあり、補助執行という形で教育委員会が中央公民館に関する決定を行っている状態である。したがって、特に館長が教育委員会で減免を決定する際の補助執行については変わらないが、条例上でも大元の権限の部分を市長と整理させていただいた。
〃	現在、施設の減免に関して、住民センターなどは市の設置によるものであるが、中央公民館は教育委員会の設置であると考ええる。この点について、新たに見直される基準の中で、教育委員会の意向や基準が認められる団体に対して、教育委員会が責任を持って減免基準の判断を行うのか、それとも市長がその判断を行うのかという点について伺いたい。	教育部副部長	条例の第3条にもある通り、公民館の管理は教育委員会が行うこととなっている。この点については改正せず、現状のまま、中央公民館自体は教育委員会が管理していることに変わりはない。
	また、このような状況において、教育委員会の独立性がどのように保たれるのかについてもお聞かせいただきたい。		その上で、使用料の徴収や減免に関し、市長から補助執行を受けて教育委員会が事務を行っているものである。今回の改正に伴い、規則を改正する際に、そこは本来市長が行うべきであろうということとで文言の修正を行うものであり、それ以外の減免に関する判断については、教育委員会が行うことになると、これまで通りと考えていただきた

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
増富委員	市長が使用料を減免することができるように変更されることで、その際には教育委員会の基準に対する意見を尊重しながら進めていく方針とのことであるが、この点について市長からもお答えいただきたい。	上村市長	い。 減免を決定する権限がある者は予算を持っている市長しかいない。ただし、具体的にどの方を減免するかという判断は教育委員会が行うものである。つまり、減免率などをどうするか市長の職務として行うものであり、運用に関しては教育委員会が補助執行を行っているため、その部分についてはこれまでと変わらない。これは本来の姿であり、いままでが少し条例の内容が違っていた。他の自治体でも同様の運用がなされており、条例上、きちんと整理させていただくことが今回の提案内容である。
〃	今までの教育委員会が行っていた決定について、教育委員会の意思がしっかりと反映されることが重要である。その上で、市長が最終的な決定を行うことになるものと思うが、例えば、教育委員会がある団体について、減免を認める一方で、しかし、市長がその団体については認めないという判断を下す可能性があるのではないか。	〃	本来、館長が減免を決定するのは適切ではないので、これを整理することが今回の話の趣旨である。その上で、これまでの運用は変わらないということである。例えば、減免基準に関して教育委員会が所管している施設については、教育委員会または教育長が対象を決定する。ただし、その割合や具体的な率については、市長が本来の職務として決定しなければならぬことであって、運用の面では基本的にこれまでと変わらないということになる。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
〃	教育委員会の考えや運営について、市長が直接介入することはなく、教育行政の独立を尊重するということでの運用を進めていただきたい。		
	【補正予算審査】令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第2号）について		(所管部分の質疑なし)
	【所管事務調査】特別支援教育について		
久保委員	特別な支援が必要なお子さんたちが公立の小学校や中学校に進学する際には、支援が必要なカリキュラムに対応するクラスが設けられていると理解している。その辺りの相対的な数や推移について、もし現状、あるようでしたらお示しいただきたい。	こども・学校サポート室総括指導主事	特別な支援を要するお子さんについてですが、令和6年度の当初の数値では、小学校で113名、中学校で34名となっています。前年同時期の数値は、小学校で108名、中学校で33名でしたので、少しずつ増加傾向にあると考えています。
〃	小学校から中学校に進学する際には、大きなポイントが存在する。小学校では普通学級に在籍しながら特別支援クラスに通っていた場合、中学校に進学する際に支援学校の中学部に進むか、公立の中学校に進むかという選択肢が出てくる。また、中学校から高校に進学する際にも同様の選択肢が存在する。 このような選択肢の中で、小学校や中学校としては、進学のタイミングにおいてどのような保護者を含めたサポートや情報提供が行われているのか、現状についてお聞かせいただきたい。	〃	小学校は中学校に上がるタイミングに特化するわけではないが、やはりその時々のお子様の状況に對して、担任を中心に支援が必要なお子さんであれば、学校体制の中で見取りを行い、その情報について保護者と共有することが重要である。現状、ここまですでに保護者の方へお伝えした上で、今後中学校へはどうされるかについて、保護者の方と一緒に相談をさせていただいているところである。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
久保委員	中学校を卒業し、高校へ進学する際には、本市としての関わりが薄くなる可能性があると考えられる。この点については、引き継ぎや連携が重要であり、特に支援学校に進学する際の連携体制について、本市としてどのような取り組みを行っているか。	こども・学校サポート室総括指導主事	基本的には学校で行っていた支援や手立てを次の高等学校、支援学校の方に情報提供という形で引き継いでいくことが重要である。しっかりと口頭で連携を図りながら進めているところである。
"	私の勝手な印象かもしれないが、未就学の時期には手書きであったとしても、さまざまな情報や関わった方のコメントなどがあり、資料としては非常に内容が濃いものが作成されているように思う。しかし、だんだんとその情報が薄くなっていくのではないかという懸念がある。特に支援学校に進む段階では、中等部や高等部に進学する際、口頭での引き継ぎになってしまいい、情報量が減少してしまうことがあるのではないかと認識している。この点については若干の課題として捉えているが、いかがか。	"	情報量の問題について、私も十分把握できていないところではあるが、足あとファイルというファイルが現在、本市にあり、その中では、各学校からの視点や医療からの視点、さまざまな関係機関の記述が可能である。そのタイミングにおいて、しっかりと引き継げるように、特に学校の方では注意を払って進めているところである。
有田委員	支援学校の方にも視察に行かせていただいたが、テーマとしてはインクルーシブ教育を掲げ、視察先を探させていただいた。この中で、執行部の皆さんにお伺いしたいのは、インクルーシブ教育に関してどのような印象や考えをお持ちであるか、お聞かせいただきたい。	"	インクルーシブ教育に関して、特別支援教育の中でも強調されている点である。全てがインクルーシブであるという観点での進展は、現在、京田辺市においては見られるわけではないが、例えば特別支援学級に在籍する子どもたちについては、交流学級で一部の教科を学ぶことができ、その後通常学級で学ぶという形も含めて、広くインクルーシブ教育が実施されていると捉えている。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
有田委員	私が今回最初に名取支援学校と秋保支援学校を訪問し、その後、天童中部小学校にも視察に行った。天童中部小学校は特別支援学校ではなく、普通の小学校である。この学校が取り組んでいるインクルーシブ教育の一環として、「フリースタイルプロジェクト」という活動が行われている。このプロジェクトは、児童生徒に自由研究を行うことを促すものであり、研究テーマはそれぞれ自由に決めることができる。このプロジェクトに関してどのような印象を受けたのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	天童中部小学校の先進的な取り組みにおいて、私もいくつかの研究テーマを拝見し、本当に斬新な取り組みをされていると実感した。京田辺市で同様の取り組みを行うとなると、一気には難しい部分もあるが、当時の校長先生がおっしゃっていた「子どもたちだけでは学べないのではないか」という意識を変えたかったという言葉が印象に残っている。やはり、子どもたちを信じて学びをどう進めていくかという意識が、学びの第一歩となるのではないかと考えている。 各学校においても、授業改善に取り組む中で、子どもたちが主体的にどう学ぶかについて日々研究を行っている。引き続き、その思いを含めて研究を進めていきたいと考えている。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
吉高委員	就学相談委員会というのは、構成は。また、このときに発達検査部会や調査部会を年に2回ほど行っているとのことだが、その辺りの具体的なところ確認したい。	こども・学校サポーター室総括指導主事	小学校の校長や教員、中学校の教諭、小学校・中学校代表の養護教諭、幼稚園の園長、認定こども園の園長、保育所の所長、児童館の館長、子育て支援課からの保健師、相談員、PTAの本部役員、民生児童委員など、多様なメンバーが参加している。さらに、医師や支援学校の担当の先生という委員の構成である。部会については、本部と検査調査部、教育相談部という事業部があり、部会を開いているところである。回数は、それぞれ目的が異なるが、例えば調査検査に関しては年間約15回ほど開催されている。その中には、中学校ブロックでの合同会議も含まれており、就学にあたっての相談を検討する会議がそれぞれ存在する。具体的には、大住中学校ブロック、田辺中学校ブロック、培良中学校ブロックなど、それぞれのブロックごとに開催されるものもある。
〃	特別支援コーディネーターという方が各学校における。その方々はどのような方々か。	〃	基本的に一般の教諭であるが、中にはそのコーディネーターの資格を教育総合センターでの研修を受けてコーディネーターとなっている方もいる。
〃	コーディネーターには、どうやって選ばれるか。	〃	基本的には学校長が校内の組織を編成する。その中で配置を見ながら適任である教員について配置を決定しているところである。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
河田委員	支援学級の先生方も様々な研修を行っていると思うが、その点について、どのように行われているのか。次に、人材確保の中で加配の教員がなかなか見つからないという現状があると思うが、特に、障害を持つ子どもたちに対しては一人ひとり異なる対応が求められるので、研修についてはどのような対応か。最後に、保護者が自分で様々な判断を下さなければならぬ場面が多くあると思う。その際、市としてのどのような寄り添っていかようとしているのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	まず、教員の理解度を高めるための研修について、各校では特別支援教育を柱とした研修を何度か実施しており、ユニバーサルデザインを取り入れた授業改善に関する研修も行われている。加配の研修に関しては、特別教育支援員を通じて研修は現在行っていないが、目の前の子どもにも向き合いながら学んでいただいている。 保護者の判断に寄り添うためには、保護者の思いを伺いながら進めていくことが大切である。「どのように進めていきましようか」と相談しながら、保護者や本人の思いを尊重しつつ進めていくよう努めている。
〃	就学が終わり就職した後でも、寄り添っていただきたいという思いがある。このような寄り添いは、長期的に必要だと感じている。 地域との関わりも非常に重要で、この点について、どのようにお考えでしょうか？	〃	地域との連携につきましては、就学相談委員会における進学先との連携について、学校が持っている情報や保護者が持っている情報をしっかりと伝え、次の進学先に必要な情報を提供することが重要である。これまで行ってきた支援が途切れないよう、切れ目なく進めていくところである。
増富委員	福祉と教育の部分で連携については。	学校教育課長	教育と福祉の連携は、様々あり、就学相談委員会も福祉と連携して進めている。また、今年度からの小学校における医療的ケア児の受け入れに当たっては、福祉の担当課と一緒にガイドラインを作り、受け入れに係る審査等についても一緒に検討しながら取り組んでいる。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
吉高委員	コーディネーターのうち、総合教育センターの研修を受けられた方は。	こども・学校 サポート室総 括指導主事	本日、具体的な人数については把握していない。
〃	名取支援学校での質疑の中で、どこでも個別指導計画と個別の教育支援計画が立てられているとのことであつたが、京田辺市においてもそれは立てられているようであるが、どのように計画を立てているのか、伺いたい。	〃	支援計画等については、支援学級に在籍する児童に対してもしっかりと見直しを行っているところである。立案や計画については、主に学級該当の担任が作成したものを保護者に見ていただきながら、今年度の進め方や支援内容について確認を行っているものである。 先進的な支援に関しては、外部からの意見を取り入れることも考慮されているが、本市では現時点ではまだ実施していない状況である。
〃	教員に関する全体的な研修について、本市ではどのようなに取り組んでいるか。	〃	全体としては各学校において、様々な校内研修や研究テーマに沿った勉強会、研修会を実施しており、その中で教員の資質や能力を高めていけるよう努めている。市としても、研修会や研究会の内容を充実させていく考えである。

決算特別委員会審議状況報告書

令和6年10月3日(木) 開催分

部局等名(教育部)

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
10:13～ 橋本善之委員 (自民一新会)	【令和5年度京田辺市一般会計歳入歳出決算認定について】 ・田辺小学校北校舎長寿命化改修に合わせて照明のLED化を進めていると思うが、それは合理的で良いが、蛍光灯は3年後、令和9年度末までに生産中止となる。全ての学校の長寿命化改修に合わせて実施することは難しいことから、早急に対応すべきと思うがどうか。 ・温暖化への影響の削減、子どもたちの学習環境の向上につながるよう新しい学校づくりプランにおいても盛り込みLEDを進めるようお願いする。	田原学校教育課長	・長寿命化改修事業に合わせて田辺小学校北校舎の教室については全てLED照明に改修した。 委員の指摘のとおり、大半の学校の照明は蛍光灯であることから、別途対応、検討を行う必要があるものと認識している。 (仮称)新しい学校づくりプラン等の中で照明のLED化についても位置付けていきたい。
10:33～ 青木綱次郎委員 (日本共産党京田辺市議会議員団)	・要求資料P.271、決算書P.250の留守家庭児童会育成事業は市内10箇所で実施しており、事業経費は約51,000千円であるが、人件費を含めた金額はいくらか。	出島社会教育課長	・約220,000千円あたりである。

	・事業経費が約51,000千円なので、人件費が約170,000千円となるが、児童会ごとの費用は分かるか。 ・要求資料P.271には、全在籍児童1,044名、全職員89名とあることから、児童一人当たり49千円、職員一人当たり1,910千円となり、例えば松井ヶ丘児童会では在籍児童約160名、職員10名がいたので、現在の費用は年間で約25,000千円～26,000千円となると思うがどうか。 今、公募型プロポーザルでは5年間の委託料上限を160,000千円としており、年割になおすと32,000千円であり、大きな差が生じている。あくまで上限なので下がる可能性はあるものの、民間委託によって直営を上回る事業費が想定されていることをどう思うだろうか。	出島社会教育課長	・児童会ごとの費用の資料はない。 ・令和5年度時点での費用は、だいたい委員の推計のとおり。今後、職員の充実、手厚い体制といったことも考えられるので、上回ることも考えられる。
	・今後、民間委託を進めていくのか。進めた場合に事業費が膨らんでいき、保護者が支払う保育料に跳ね返って値上がることはないか。	出島社会教育課長	・現在の職員体制は苦しい状況にあるが、手厚くなることでサービス向上も考えられ、民間委託は進めていきたい。現在の職員数は少ないこともあり、施設も不足しているところもあることから事業費が低くなっている。保育料は、サービスのバランスを見ながら考えたい。
	・プロポーザルの資料では民間事業者は自主事業が	出島社会教育課長	・生活保護等による減免規定は設けている。昨今の

	できるとしており、実施の可否は事業次第とは思いますが、弁当やおやつなどは有料オプションとなり、子どもさん保護者負担が増えるのではないかと。体制充実も大事であるが、保育料は維持すべきである。減免もない中で、物価高騰で値上がっているのは分かるが、これ以上の上昇にはつながらないようにしなければいけない。	育課長	物価高騰もあるが保育料は平成20年から上げていない。弁当は今も保護者会の方で実施されており、利用者は負担されている。プロポーザルの結果、どのようなサービスとなるかは業者と調整し、決めていきたい。
	・民間だから人が集まるのに疑問がある。その分、職員の処遇改善に充てるべきではないか。全ての職員を会計年度任用職員にするのではなく、正規も考えてはどうか。労働と報酬が合っていないのではないかと。	出島社会教育課長	・留守家庭児童会の勤務時間が午後からのため、フルタイムとすることはできず、会計年度任用職員となっている。給与は、正規職員に準拠しており、また近隣他市と比べても低くはないと考える。民間委託の場合、他の保育等の事業を展開していれば、留守家庭だけで雇用することはなく、柔軟に対応してもらえるものと考ええる。
	・民間も悪い面もあると聞いている。正職員も配置されず、長時間労働で、賃金もギリギリ。学童に限らず、人手不足だから民間に頼るのはいいか。費用上昇なら、直営の賃金に反映させては。 ・サービス向上は公共でもいけるのではないかとと思う。また、保育料は値上げされないよう再度お願いしたい。	辻村副市長	・人不足がきつかけかもしれないが、民間委託を進めるのはサービス向上が大きな要因である。人が確保しにくい世の中で、賃金上昇で対応するのがいいのかの比較検討はあるかと思うが、サービス向上の点からは民間委託を進めたい。

10:52～

早川由紀夫委員 (日本維新の会・ 無所属南部の 会)	・決算書 P. 225 の情報教育推進費の内容について説明を求める。 ・教育の I C T 化で一人一つの端末が行き渡っているが、教育の資質向上と自宅で利用することについて学校はどう対応しているか。	田原学校教 育課長	・主なものは、情報教育推進委託料がコーディネーターやシステム保守代、パソコン等賃借料が教職員用パソコンの使用料などである。
	・教育の I C T 化で一人一つの端末が行き渡っているが、教育の資質向上と自宅で利用することについて学校はどう対応しているか。	勝又総括指 導主事	・子どもたちの主体的な学びに生かせるよう教職員に対して研修しており、また子どもたちの会話から変容をしっかりと捉えている。また、家庭でも活用できるよう学習ドリルができるようにしたり、夏休みの自由研究で活用したりしている。
	・一部の保護者からは、学校によって違いがあると聞いているがどうか。	勝又総括指 導主事	・各学校には指導主事が支援するとともに、定期的に年 1 回は参観し、利活用の指導助言を行っている。
・松井ヶ丘小学校ではあまり使っていないが、三山木小学校や田辺小学校ではよく使っているなどを聞いている。他の市町では、自宅のパソコンでもアプリが使えたりして活用していると聞く。学校の実態をよく把握して、学校によって差が生じているから指導してほしいと要望する。		西村学校給 食課長	・食材費に対する補助である。
	・保護者負担 1 食 290 円のところを 245 円にしていると聞いているが、この 10 月にまた相당한品	西村学校給 食課長	・色々なものが値上がりしている。お米は学校給食会からは今後価格改定する通知が来ていたりして

11:46～ 長田和也委員 (N E X T 京 田辺)	目で値上がりするが、今後の見通しはどうか。 ・特別栽培米を使用したりしており、望ましいことだと思うが、物価高騰により内容や栄養が寂しくなることがないようにしてほしい。また、保護者負担の軽減とともに、内容は充実させてほしい。市が負担することはどうか。 ・決算書 P. 239 の培良中学校の E V ・配膳室整備であるが、必要な経費とは思いますが、1 億円を超える額がかかっており、高いように思うがどうか。 ・また別途確認したいと思う。 ・決算附属資料 P. 123 の教育相談事業であるが、実績には各学校だけでなく教育支援センターの分は含まれているのか。また、主にはどのような相談があり、保護者とお子さんだけでなく、お子さんだけでくることがあるのか。 ・決算附属資料 P. 124 の学校教育における国際理解教育事業であるが、A L T の実績が目標を上回っているのはなぜか。小中ともに増えている。	西村学校給 食課長 西村学校給 食課長 勝又総括指 導主事 勝又総括指 導主事	おり、給食にかかる食材費の単価は値上がりしてい く。 ・物価高騰により、食材の購入は大変厳しい状況である。質は必ず確保しつつ、必要ならば給食費の見直しの可能性はあるが、できるかぎり財源を見つけて、保護者負担の軽減に努めていきたい。 ・建設部に委託しており、建築に係る経費の詳細は把握できていない。 ・教育支援センターの分は含まれていない。主には、発達に関すること、不登校に関すること、友人関係に関すること、学業や進路に関することである。こ どもだけの相談もある。 ・昨年度から培良中学校の特色化事業で単純に A L T が 1 名増えたためである。また、これまで培良中 学校と小学校を担当していた A L T を小学校に充 てたため、小中ともに増えることとなった。
---	--	---	--

13:30～ 早川由紀夫委員 (日本維新の会・ 無所属 南部の 会)	・決算附属資料 P.124 の情報教育推進事業であるが、一人一つの端末を配置していると思うが、破損している件数と率はどのようなものか。 ・他市では、半分がバッテリーに異常をきたすなどあったと聞いたので質問した。タブレット活用について、チーム組んで活性化することを考えているとのことであったがどうか。 ・決算附属資料 P.131 の生涯学習推進・支援事業において子ども居場所づくり事業はどのようなことをしているのか。スポット的なものが多いのか。 ・世代間交流の取り組みはよい。毎週とか定期的に行えるよう働きかけが必要ではないか。 (・決算書 P.239 の培良中学校のEV・配膳室整備であるが、必要な経費とは思いますが、1億円を超える額がかかっており、高いように思うがどうか。)	田原学校教 育課長 勝又総括指 導主事 出島社会教 育課長 出島社会教 育課長 古谷教育部 副部長	・令和5年度の故障件数は104台。全体では6,900台なので率は1.5%となっている。 ・子どもたちの主体的な学びに活用しており、一例を挙げると、体育の授業において動きを撮影し、そこから言語化してより良くすることをしている。 ・各区の方でお楽しみ会とか、ものづくりとかの世代間交流を行っている。スポット的なものが多い。 ・今年度、生涯学習推進協力員制度の見直しを行った。今後、研修会を実施し、地域課題の聞き取り等を行いながら研究していきたい。 ・午前中の早川委員の質問で、EV・配膳室整備の関係の答弁で不適當であったことをお詫びし、改めて答弁したい。数字が手元になかった。積算に当たり、国土交通省や刊行物の資材単価等を基に積算してあると考えている。㎡単価としては、配膳室は約344千円/㎡、EVは約505千円/㎡であり、いずれも適正な価格と考える。
--	---	--	---

13:33～ 菊川和滋委員 (NEXT東京 田辺)	・分かった。ありがとう。配膳室とEVは半々ぐらいときいていましたので、質問した。配膳室:EV:進入路の配分が3:6:1であると了解した。 ・決算附属資料P.132の図書館管理運営事業において聞くが、1つ目は移動図書館の利用推移、2つ目は車両の使用年数と耐用年数である。 ・消防法では車両は15年であり、山手東の子は待ち望んでいることから、故障して休止とならないよう要望する。同志社山手、山手東、山手南は図書館から遠い場所であり、よく考えてほしい。 ・培良中学校の特色化について聞く。今年の入学者はどれくらいで、入学した生徒や保護者はどのような考えで、今後どうするのか。	七五三社会 教育課担当 課長	・1つ目は、市内33箇所で開催しており、年間利用者は3,339人であった。同志社山手、山手東、山手南での利用が多い。年間貸出冊数は約42,000冊で、だいたいこの冊数で推移している。2つ目は、昭和49年から移動図書館事業を行っており、現在の車両は4代目となり、21年使用している。距離数は多くなく、メンテナンスをしており、今すぐ使用できなくなるといった状況ではないが、必要に応じて対応していきたい。 ・令和6年4月入学時点では、中学校1年生が23名、中学校3年生が2名です。入学後の生徒からは、人数が少なく、学年全員と顔見知りになった、安心して手を挙げられるといった声があり、生徒、保護者ともに概ね良好である。今後、体験学習、英語学習、大学連携による理系教育の推進等を取り組ん
---	--	-------------------------------	--

	・良好であると受け止めたいが、今後希望者が増える大変であるが、どの辺までの、最終形はどのようになっているのか。 ・今後も尽力をお願いしたい。合わせて通学路の安全も十分配慮をお願いしたい。 ・学校給食について、中学校や小学校の公会計化に当たっての課題はないか。9つ全てやっていくのか。デジタル化を進めるとあるが、支障が無いよう人員体制は確保してほしい。 ・現場の教職員の負担は軽減され、その分の時間はこどもに寄り添うことができる。保護者に迷惑がからまないような体制をしっかりとお願いする。	平岡教育総務室担当課長	でいききたい。 ・適正な学級数として、クラス替えができたり、教科担任による学習指導を行えるようにするために、1学年3学級の9学級以上が望ましいものと考えている。 ・中学校給食は令和6年度からであり、会計としては円滑な徴収が行えている。小学校給食は教職員の働き方改革が背景にあり、国の指針等に基づいて進めていくもので、令和7年度から公会計でやっていくが、委員のご指摘のとおり対象が大幅に増えることで確実に業務量は増える。適正かつ遺漏無くできるよう関係部署と調整しているところであり、また今年度から口座振替のデジタル化も進めており、この11月からはWEBで振替登録できるようにするなど、保護者と教育委員会の双方が簡便なものとなるよう図っていく。
--	---	--------------------	---

13:53～ 南部登志子委員 (日本維新の会・ 無所属 南部の 会)	・不登校の関係で、アイリスの利用者数、部屋が少ない問題、相談関係業務の現状を説明してほしい。待機はないのか。	勝又総括指導主事	・アイリスの利用者は1学期末で20名が登録しており、今も体験をされるなどして登録に向けた方がある。利用者が増えることに伴うスペースの問題は適時対応しており、利用者が増えた分、若干騒がしくなったが、利用者自身がお互いに利用する者の気持ちを考えている。また、落ち着いて活動できるようパーテーション等を活用している。カウンセラーの相談業務は増加傾向にある。なお、教育支援センターで様子を聞き、見学や体験してもらってから入所登録という段階を踏んで進めることとしており、希望される待機はない。
南部登志子委員 (日本維新の会・ 無所属 南部の 会)	・アイリスでは、外で体を動かす教育はしているのか。 ・参考程度の話であるが、この前視察にいった四條畷の農園施設では、全員がひきこもりの方が利用するB型事業所であったが、農福連携の取り組みで、とてもひきこもりだったとは思えない生き生きとした状態となっていた。驚いた。そういった手法で社会に出ていくきっかけをつかんでいくことができるのではないかと。	勝又総括指導主事	・体を動かす日があり、中央体育館を借りて実施している。
	・学校給食では、小学校では食材が高騰している場合、補助金を出しているということだが、業者にし	西村学校給食課長	・物価高騰に対応するため、国の地方創生交付金を活用して保護者に対して食材費負担への1食あた

ているのか。	・補助金は給食費を値上げしないよう払ったが、結果としては業者に払っていたことになるのか。	西村学校給食課長	りの補助を行っている。
・納入業者に聞き取っているが、みんな入札となつて困っている。天災で値上がりに、大口とったら、値上げできず、大損である。そこに市の補填はないとこのことで、補助金がでているのに業者にはないのか。		古谷教育部 副部長	・昨年度から今年もであるが、保護者負担の額を245円に据え置いた形で市が学校に交付している。
・学校から業者には還元されることはないのか。		古谷教育部 副部長	・台風で価格高騰があつて一部で申し入れがあつた場合に対応している事実もあるので、対応はしている。
・最初の価格に充てられているだけで、あとの補償には使われていないという理解で良いか。		古谷教育部 副部長	・各小学校では給食の単価を計算し、290円の中で、調達するようにしている。保護者負担245円に上乗せする形で、差額を補助金でまかない、業者に支払われている。
・入札はどれくらい前に行っているのか。		西村学校給食課長	・一定期間の納入価格で納めてもらうようにしている。
			・食材調達は野菜ではおよそ1月前を、見積もり合わせて行っている。

	・1月前の金額であれば、天災があったときに対応できない。業者からは請け負うのが難しいといった声も聞いており、他市では2週間前としている。ある日のトマトが398円であったのが次の日には498円になることもある。それが大口で抱えてしまつて、そんな値段で入れなければならないとなつたら、大変だ、回っていかないということ。納入業者がどんどん減少すれば、最終的に1者となり、値段はその業者のいいなりになる。それがよいことなのか。昔は店舗も構えていたが、今は給食だけとなっている業者が増え、そうなると地元から納入することの限界がきてしまう。	西村学校給食課長	・生鮮食品の価格の変動は確かに大きいとは思いますが、値段に上限を設けているわけではなく、時価の業者の方が納入可能なものとして入れられたものである。また、1品ごとにお問い合わせいただく中で対応してもらっている。
	・天災は全部の食材が値上がるので複数の業者が納入できるよう丁寧な対応をしてもらうよう要望する。また、納入の手間の話であるが、4月から始まった中学校給食は、納品時に高いところへ置かないといけなく、そのための人員を雇わないといけなくなっていると聞く。荷下ろしが大変だと。給食センターの職員はみてるだけで手伝ってくれない。	西村学校給食課長	・各配送業者トラックの大きさによって段差などが生じることもあると思う。一度、納入業者に確認している。できることは対応していきたいと考えている。
	・打田・高船地域の子どもは、生駒北小中学校に通うことになっている。数年前に一貫校になって、その説明会にも行ったが、英語教育の特化した授業が小学校のうちから行われているが、普賢寺小学校では英語に特化した教育がないため、ついていけない	田原学校教育課長	・生駒北小中学校で特色化として行われていることはあろうかと思う。 令和6年度に生駒北小中学校へ通学している生徒数は3名である。

14:29～ 青木綱次郎委員 (日本共産党京 田辺市議会議員)	ハンディキャップがあるという保護者の声がある。 今年は何人がいったのか。 ・生駒北小中学校に通った場合、奈良県の高校の受験体制しかない。京都府の高校に通わせたいという場合はハードルが高く、保護者からは田辺中学校に通えるようにしてほしいとの声もある。入試制度は変わってきているので、状況は変わってきていると思うが、保護者と丁寧な1年に1回は聞き取りすべきではないか。 ・市の方から積極的に対応する話ではないか。あと、通学路も確認したが、女の子が自転車一人で通学するのはあぶないと実感した。	田原学校教育課長	・打田・高船地域から生駒北小中学校へ通うことについては、歴史的経緯がある。京都府の高校への受験ということであれば、制度が違うということもあるかもしれない。戸惑っていることがあれば年に1回といわず、その都度教育委員会に相談いただきたい。
	・要求資料P.269の小学校給食調理業務の民間委託であるが、上昇傾向にあり、どうみているか。 ・今や直営といっても、薪小学校だけになってしまった。昔は直営の方が安かったりしたこともある。民間委託も、人件費が高騰しており、委託料も高く、経費の軽減はできていない。改めてこういう契約は見直す必要があるのではないか。	西村学校給食課長	・人件費の高騰が一番の要因である。しかし、直営と考えてみた場合は、委託の方が経費の面で軽減できていると考えられ、継続したい。 ・プロポーザル方式で複数の業者が価格も含めて業務内容の提案をもった上で、決定しており、今後もしやという選定をして委託を進めていく。

14:45～ 向川弘委員 (公明党)	・宇治市では高騰しすぎて委託がまともになかったこともあつたことは指摘をしておく。	出島社会教育課長	・経費には派遣委託料や民設児童会への補助も含まれている。実施すべき事業は適切に行っている。予算上の人数は多めに12月分で計算しているが、夏休みが終われば途中で退会するなどがある。
	・決算附属資料P.133の留守家庭児童会運営事業において、予算額と決算額に約20,000千円の大きな差があるが、どういうことなのか。ちゃんときたのか。	出島社会教育課長	・令和5年度当初は全ての希望者が入会できたが、年度途中は多少の待機はあつた。
	・退会された方の分の経費が減つたという答弁であつたかと思ふが、年度当初の待機状況はどうなのか。	出島社会教育課長	・令和5年度については、夏以降の方や夏だけの方にも対応している。
	・長期休暇の時の取りこぼしはあつたか。	出島社会教育課長	・令和5年度に職員の不足はあつた。令和6年度はさらに逼迫している。
	・留守家庭児童会も人手不足があつたか。	出島社会教育課長	
	・令和5年度、令和6年度と申し込んだがなかなか入れないという声を聞く。令和7年度からは民間委託を検討していると思ふが、留守家庭児童会は子育ての重要な施策であるので待機が生じないよう希望する。		

15:00～	・培良中学校のE V整備の現地調査に行ったが、給食だけでなく、身体の不自由な方の場合も使用できるのか。	西村学校給食課長	・市立3中学校で唯一E Vがなかったため、今回整備したが、バリアフリーの観点で整備したこともあ るので、通常のE Vなので多用途に使用してもらえ る。
15:02～ 南部登志子委員 (日本維新の会・ 無所属南部の 会)	・決算附属資料P.124のA L Tについて、A E Tと 呼ばれていた時の話であるが、A E Tはずいぶんと 孤独で悩んでおられたことから、市民とともに支え てきた。どういう風に教えたら良いのかのティーチ ングもなく、ただ教科書をネイティブの発音で読む だけの毎日で、自分自身を生きたテープレコーダー とまで言っていた。今は市教委からティーチングも あり、ずいぶん活躍できる環境になってきたが、A L Tを入れることで、英語力はどうアップしたの か。	勝又総括指 導主事	・子どもたちの教育に資するよう、培良中学校の派 遣の先生が講師となって、他のA L Tに英語の教え 方等の研修を実施している。英語力については、中 学校であればチームを組みながら推進しているが、 着実に英語が好きという子が増えていることを聞 いている。
	・近所の子どもからもすごく楽しいという声をきい ており、すごくいいこと。ただし、夏期間中は市 役所でしばしば座っているだけのような印象を受 けた。年5,000千円かかっていると聞いており、 もったいない。	勝又総括指 導主事	・我々も十分に把握できていないところもあるが、 夏期間中も2学期の学習に向けてテキストを見 てもらい、研修の働きかけも行っており、より質を 高めるようにしていきたい。
	・久御山町では、独自で民間採用をされており、ず っと日本で生活している人のみを雇用している と聞いている。J E TからくるA L Tは最長でも5年	勝又総括指 導主事	・J E Tや民間等のメリット、デメリットがあるの は承知しており、委員のご指摘のとおり研究してい きたい。

15:20～	とすると、教える側の積み上げができない。研究していったほしい。 ・要求資料 P.298 の放課後デイは年々増えているが、学童に入れなかった子が放課後デイを利用しているというが、どうか。	出島社会教育課長	・その子の特性に応じて、留守家庭児童会がいいのか、福祉の視点で放課後デイがいいのか、保護者において検討されて決定されているものと思う。
15:23～	・グレーゾーンのような子ども、学童では支援体制に不安があるので、行かないといったことがある。発達障害や自閉症の方も、留守家庭児童会で対応できるようお願いしたい。		
15:55～	早川由紀夫委員 (日本維新の会・無所属南部の会) ・決算附属資料 P.126 の学校施設長寿命化改良事業では、トイレの洋式化を合わせて実施したのか。 ・学校によって差がある。大住小学校が4年度末で95.1%、田辺小学校が70.6%、田辺東小学校が65.6%、田辺中学校が84%、培良中学校が65.7%。学校施設は災害時に避難所となるし、国の洋式化の指針もあるので、進めてほしい。 ・決算書 P.249 の図書館活動費の電算処理委託料、電算機器等借上料の内容を説明してほしい。	田原学校教育課長 田原学校教育課長 七五三社会教育課担当課長	・北校舎にはトイレ棟が附属しており、洋式化も合わせて実施した。 ・令和4年度に一定、かなりの数の洋式化改修を行ったが、今後も長寿命化事業に合わせて順次進めていきたい。 ・委託料の方は毎月新刊本がでてくるので図書館システムに打ち込むものであり、借上料は図書館システムのパッケージ、連携の使用料、機器の借上料金である。

16:15～ 青木綱次郎委員 (日本共産党京 田辺市議会議 員団)	・ネットからの利用サービスもできるようになり便利だが、図書館の検索の端末機器はだいぶ古いものではないかと思うが、いつのものか。 ・市民にとって利用しやすい、検索しやすいものとなるようお願いする。 ・中央図書館の今後のあり方をどう考えるのか。 ・どんな声か。他はどうか。 ・先日の図書館協議会の会議には私も傍聴しており、直営すべしとはっきりと意見があった。 ・図書館の民間委託を心配されていた。中央公民館は老朽化しているので、その必要性は分かるが、中央図書館はいかがかと思う。複合施設、移転ということがいいのか、見直しが必要でないかとも思う。	七五三社会 教育課担当 課長	・令和6年度に更新である。5年計画で順次更新している。 ・都市みらい室の方で基本計画を作成する予定であるが、現在、図書館職員にもどいうものが描けるか、現場の声を集約しているところである。 ・現場の声は集約しているところである。また、他では図書館協議会に諮り、意見を聴いているところであるが、直営などの意見があった。 ・公共図書館としての動向を把握するとともに、研究していきたい。 ・複合施設に向けたコンセプトは示され、今年度から来年度に基本計画が作成される運びであり、複合化した方がよいとの考えで整理はなされている。
--	---	-------------------------------	--

	・市民の関心も高くなっている。傍聴も増えている。傍聴は、コロナの時に人数制限が出されたが、以前はなかった。見直しされてはどうか。全庁的にも見直しを考えてはどうか。	七五三社会 教育課担当 課長	・施設のキャパもあるので、一定の制限はやむを得ないが、できるかぎり対応したい。
	・要求資料 P.274 の小学校プールの民間委託であるが、2021年に試験的に2校、2023年に4つの学校に拡大、2024年に全ての学校で導入となったが、民間委託の時に学年で、3～4クラスがいっぺんに行くことになるが、中には、付き添いのクラス担任が全員行っていないことがある。これは本当にいいのか、あってはならないのではないか。	田原学校教 育課長	・会議の傍聴は重要であり、施設の制限もある中で、工夫できないかは検討していきたい。
	・児童数が70人～80人という規模になる場合もある。死角もできる。水は危ない。溺れることもある。民間でも起きることがある。監視の目、安全の目は重要であり、通常なら自習にするなどの対応が、民間委託しているなら民間にまかせて、担任はいないというわけにはいかない。	田原学校教 育課長	・水泳授業に限らず、小学校の授業はクラス担任が行うのが当然であるが、担任と言えども、労働者であり人間であるので体調を崩して休むこともある。そうした時に、現行体制の中で学校長が適宜適切に判断し、対応されたもの。
			・学校の教員が誰も行かないということはありません。学校の教員が行って、民間の施設を借りて、専門のインストラクターによる指導を行っている。今年が高知県で痛ましい事故があり、その時は3人の先生で引率していた。本市では、例えば三山木小学校の3年生が85人水泳授業をする時には、インストラクター8人のほか、担任6人が地上監視を行い、計14人で安全を見守っている状況である。試行の時の教職員アンケートでも、安全性が向上しているという声があった。

	・学校の授業としてやられている中で、泳力は大事であるがそれだけではない。最初のクラス分けが学校でなされた後、どんどん上達し、クラスを変更する時はインストラクターがやっている。教員はインストラクターの話を聞いて評価しているだけで、丸投げしてこれでもいいのか。	田原学校教 育課長	・途中のクラス替えを、インストラクターに丸投げしているわけではなく、教員がインストラクターの話も参考にした上で判断している。評価についても教員が総合的な観点から行っている。
	・教員が最終的な責任があるのははっきりしているが、問題は過程。教員と一緒に指導せず、過程を見ているだけでいいのか。インストラクターの評価が教育の評価になるという危険性がある。	田原学校教 育課長	・教員が総合的な観点から判断しており、委員が懸念するようことはない。
	・技術は大事な話であるが、そればかりではない。できない子をできる子が教えるといったことがある。そういった人格形成やリーダーシップの評価を担任は見ているだけで、インストラクターがそういったことの評価ができるのか。丸ごと委託して、そういった教育のあり方として良いのか。	田原学校教 育課長	・丸投げをしている訳ではない。そういう場面では教員がそれを評価しており、水泳授業の意義は保持されている。
	・技術だけの伝達のように聞こえる。学校としての大事な人格形成ができるのか。	片山教育指 導監	・水泳の授業の評価は教員が技術も含めて総括して行っている。また、人格形成は、体育の授業だけで行うものではなく、学校生活全般を通して行うものと考えている。
	・水泳は学校生活の重要な一部であると思うがどうか。そういうことを本当に考えるべき。	片山教育指 導監	・校長時代の話であるが、単に順番に並んで泳ぐことを行っているわけではなく、水泳授業においても

15:35～ 橋本善之委員 (自民一新会)	・決算書 P. 237 の培良中学校の特色化について進められているが、実績や効果は既に答弁してもらった。なぜ、培良中学校の特色化しないといけないのか。その背景がわからない。今年から来年度にかけて新しい学校づくりプランがやられるのに、それできてからやるものではないのか。	平岡教育総務室担当課長	・現在、学校教育審議会で児童生徒の偏在問題の解消に向けた対策について審議してもらっており、培良中学校の生徒数の減少は短期的に対応すべきとの中間答申から、学校選択制度を令和6年度より導入することとなり、合わせて選択してもらええる魅力ある学校づくりのため特色化事業を進めているものである。新しい学校づくりプランについては、学校教育審議会で審議を行い、最終答申を年内にもらう予定であり、教育委員会として方針検討して、盛り込んでいく流れである。
	・新しい学校づくりプランはスパン分けて検討するということでよいのか。	田原学校教育課長	・学校教育審議会で偏在問題の解消に向けて議論されている中で、増加する学校と減少する学校が混在する10年と、その後は全ての学校で児童生徒数が減少する10年は分けて対策する必要がある、との議論になっている。 ・新しい学校づくりプランについても、こういった議論を踏まえて、スパンを分けていくことになると考えている。

	・決算附属資料 P.123 教育支援教室充実事業であるが、決算書の本編ではどこの部分で 21,180 千円がでてくるのか。 ・合計がこれになることはわかったが、決算書の目と決算附属資料の事業が 1 つ 1 つの対応関係になっていないので非常にわかりにくい。市民ニーズに合わせてやっていかないといけないのは分かるが、もう少しわかりやすいよう予算の組み立てを工夫してほしい。	田原学校教育課長	・決算書 P.223 の学校教育支援費の中の備考欄 39,194 千円の内数となっていて、それぞれ一部を合計したものを積み上げている。 ・例えば、決算附属資料 P.124 の情報教育推進事業と決算書 P.225 の情報教育推進費であれば、イコールの関係となっている。全てをこのような形にすることは難しいと思われるが、財政部局と調整し、わかりやすい科目への整理を検討していきたい。	
--	---	-----------------	---	--

報告第15号

令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第2号）について

令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第2号）について報告する。

令和6年10月16日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（報告理由）

本件は、令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第2号）の教育に関する事務に係る部分について、別紙のとおり議決されたので教育委員会に報告するものである。

O

O

1 令和6年度一般会計補正予算第2号 教育関係予算

(単位：千円、%)

	補正後 (A)	補正前 (B)	補正額 (A)-(B)	増減率 %	備考
教 育 費	4,332,854	4,426,375	△ 93,521	△ 2.1	
教 育 総 務 費	715,788	715,701	87	0.0	
教育委員会費	3,652	3,652	-	0.0	
事務局費	411,486	411,399	87	0.0	
情報教育推進費	195,650	195,650	-	0.0	
教育施設管理費	105,000	105,000	-	0.0	
小 学 校 費	1,485,434	1,584,840	△ 99,406	△ 6.3	
学校管理費	863,587	862,993	594	0.1	
教育振興費	124,621	124,621	-	0.0	
学校建設費	497,226	597,226	△ 100,000	△ 16.7	
中 学 校 費	617,404	617,139	265	0.0	
学校管理費	541,504	541,239	265	0.0	
教育振興費	75,900	75,900	-	0.0	

幼	稚	園	費	900,362	922,754	△ 22,392	△ 2.4		
	幼	稚	園	管	理	費	△ 4.1		
	教	育	振	興	費	-	0.0		
社	會	教	育	費	613,866	585,941	27,925	4.8	
	社	會	教	育	總	務	費	5.8	
	公	民	館	費	27,466	27,466	-	0.0	
	圖	書	館	費	98,000	98,000	-	0.0	
	留	守	家	庭	兒	童	會	費	7.1
	育	成	事	業		85,094	6,000		

2 令和6年度一般会計補正予算第2号 内訳

No	項	目	事業名	要求額 千円	査定(議決)額 千円	内容	所属
1	教育総務費	教育委員会費	教育文化功労者表彰事業	708	0	新たに学校安全ボランティアの功労顕彰を行うもの。	教育総務室
2	教育総務費	事務局費	地域部活動推進事業	112	0	新たに設置された京田辺市地域部活動推進協議会の委員報酬について計上するもの。	子ども・学校サポート室
3	教育総務費	情報教育推進費	採点支援システム導入事業	289	0	教職員がパソコンにより採点作業や成績分析が行える採点支援システムを導入するもの。	子ども・学校サポート室
4	小学校費	学校管理費	小学校管理運営事業	70	0	郵便料金改定に伴う増額を行うもの。	学校教育課
5	小学校費	学校管理費	学校給食費徴収事業	1,732	1,585	学校給食費の徴収における口座振替手続についてスマートフォン等から行えるようにするもの。また、学校給食の申込案内等の封入封緘作業について外部に委託するもの。	学校給食課
6	小学校費	学校建設費	田辺小学校中学校舎改修事業	-81,000	-100,000	田辺小学校中学校舎改修工事の入札による不分明について減額を行うもの。	学校教育課
7	中学校費	学校管理費	中学校管理運営事業	64	0	郵便料金改定に伴う増額を行うもの。	学校教育課

8	中学校費	学校管理費	中学校管理運営事業	4,027	0	バス借上料高騰に伴う体育大会派遣等バス借上料について増額を行うもの。	学校教育課
9	中学校費	学校管理費	学校給食費徴収事業	289	265	学校給食費の徴収における口座振替手続についてスマートフォン等から行えるようにするもの。また、学校給食の申込案内等の封入封緘作業について外部に委託するもの。	学校給食課
10	幼稚園費	幼稚園管理費	幼稚園管理運営事業	2,784	0	各幼稚園施設、設備における改修費及び備品購入費の不足見込み分に対応するもの。	保育幼稚園課
11	社会教育費	留守家庭児童会育成事業費	留守家庭児童会敷地整備事業	6,000	6,000	留守家庭児童会施設増築に伴い、薪小学校南側職員駐車場の不陸等の整備を行い台数確保を行うもの。	社会教育課

※人件費補正を除く

報告第16号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部改正について

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部改正について、別紙のとおり報告する。

令和6年10月16日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、令和7年4月から小学校給食費の公会計による徴収事務を開始するに当たり、本規則について所要の改正を行ったことについて、報告するものである。

O

O

京田辺市規則第 5 7 号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則（令和 5 年京田辺市規則第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「京田辺市中学校給食申込書」を「京田辺市学校給食申込書」に改め、同条第 3 項中「生徒」を「児童又は生徒」に改める。

第 4 条中「額は、」の次に「小学校にあつては 1 人 1 日当たり 2 9 0 円とし、中学校にあつては」を加える。

第 8 条第 1 項ただし書中「の期別納付額に滞納」を「に係る未納の期別納付額（納付期限が未到来のものを含む。以下この項において同じ。）」に、「滞納額」を「未納の期別納付額」に改める。

別表中

「

5 月期	6, 8 0 0 円
6 月期	6, 8 0 0 円
7 月期	6, 8 0 0 円
8 月期	6, 8 0 0 円
9 月期	6, 8 0 0 円
1 0 月期	6, 8 0 0 円
1 1 月期	6, 8 0 0 円
1 2 月期	6, 8 0 0 円
1 月期	6, 8 0 0 円
2 月期	学校給食費の額に 1 の年度において実施する学校給食の日数を乗じて得た額から、5 月期から 1 月期までの期別納付額の合計を減じて得た額とする。

を

「

第1期	学校給食費の額に1の年度において実施があると見込まれる学校給食の日数を乗じて得た額を10で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。
第2期	
第3期	
第4期	
第5期	
第6期	
第7期	
第8期	
第9期	
第10期	学校給食費の額に1の年度において実施する学校給食の日数を乗じて得た額から、第1期から第9期までの期別納付額の合計を減じて得た額とする。

に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

京田辺市学校給食申込書

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり学校給食を申し込みます。

記

学校給食費負担者 (保護者等、教職員)	フリガナ			申込 区分	☐ 保護者等 (続柄) ☐ 教職員
	氏 名				
	住 所 (文書送付先)	(〒 -)			
	電話番号	(自宅) (携帯電話)			
	電子メール アドレス				
学校給食を受ける 児童又は生徒 (教職員は学校名のみを記入)	フリガナ			生年 月 日	年 月 日
	氏 名				
	学校名等	市立	☐ 小学校	☐ 新1年生	
			☐ 中学校	☐ 年 組	
住 所	※学校給食費負担者と住所が異なる場合のみ記入してください。 (〒 -)				

（特記事項）

- 1 本申込書は、学校給食を受ける児童又は生徒（教職員）1人につき1枚を提出してください。
- 2 本申込書は、京田辺市立小学校又は中学校に在学（在籍）する期間は有効となります。なお、申込事項に変更が生じた場合は、学校給食申込事項変更届を提出してください。ただし、保護者等を変更する場合は、改めて本申込書の提出が必要です。
- 3 期別納付額に過誤納金が生じたときは、口座振替の指定口座に還付します。期別納付額を滞納したときは、法定利率による遅延損害金が発生する場合があります。また、支払督促等を裁判所に申立てする場合があります。
- 4 食物アレルギー等により食材に関して特別な配慮を要し、学校給食の全部又は一部を受けることができないときは、在学する学校長に相談してください（教職員は除く。）。

年 月 日

（あて先）京田辺市長

学校給食申込事項変更届

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、学校給食の申込事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

学校給食費負担者 （保護者等、教職員） ※保護者等、教職員 いずれかに○	フリガナ		
	氏 名		
	住 所 （文書送付先）	（〒 ）	
	電話番号	（自宅）	（携帯電話）
	電子メールアドレス		
学校給食を受ける 児童又は生徒 （教職員は学校名のみを記入）	学 校 名	市立	学校 年 組
	フリガナ		
	氏 名		
変更事項 （該当する内容を 記入ください。）		変 更 前	変 更 後
	住 所 （文書送付先）		
	住 所 （児童又は生徒）		
	学校名等	市立 年 組 学校	市立 年 組 学校
	フリガナ		
	氏 名		
	そ の 他		

（特記事項）

- 1 本変更届は、学校給食を受ける児童又は生徒（教職員）1人につき1枚を提出してください。
- 2 保護者等を変更する場合は、京田辺市学校給食申込書の提出が必要です。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由																																																												
(学校給食の申込み) 第3条 学校給食費負担者（保護者等及び教職員に限る。以下同じ。）は、京田辺市学校給食申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。 2 (略) 3 申込書が提出されていない児童又は生徒が学校給食を受けたときは、当該児童又は生徒の学齢簿に記載された保護者等から申込書の提出があったものとみなす。 (学校給食費の額) 第4条 条例第3条第2項の規定による学校給食費の額は、小学校にあつては1人1日当たり290円とし、中学校にあつては1人1日当たり340円とする。 (学校給食費の還付及び充当) 第8条 市長は、学校給食費負担者から納付された期別納付額に過納又は誤納があるときは、当該過納又は誤納の額（以下「過誤納金」という。）を当該学校給食費負担者に還付するものとする。ただし、当該学校給食費負担者に係る未納の期別納付額（納付期限が未到来のものを含む。以下この項において同じ。）があるときは、当該過誤納金を当該未納の期別納付額に充当することができる。 2 (略) 別表（第5条、第7条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>期別</th><th>期別納付額</th><th>納付期限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td><td>学校給食費の額に1の年度において実施</td><td></td></tr> <tr> <td>第2期</td><td>があるとき見込まれる学校給食の日数を乗じて得た額を10で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>第3期</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第4期</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第5期</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第6期</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第7期</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第8期</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第9期</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	期別	期別納付額	納付期限	第1期	学校給食費の額に1の年度において実施		第2期	があるとき見込まれる学校給食の日数を乗じて得た額を10で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。		第3期			第4期			第5期			第6期			第7期			第8期			第9期			(学校給食の申込み) 第3条 学校給食費負担者（保護者等及び教職員に限る。以下同じ。）は、京田辺市中学校給食申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。 2 (略) 3 申込書が提出されていない生徒が学校給食を受けたときは、当該生徒の学齢簿に記載された保護者等から申込書の提出があったものとみなす。 (学校給食費の額) 第4条 条例第3条第2項の規定による学校給食費の額は、1人1日当たり340円とする。 (学校給食費の還付及び充当) 第8条 市長は、学校給食費負担者から納付された期別納付額に過納又は誤納があるときは、当該過納又は誤納の額（以下「過誤納金」という。）を当該学校給食費負担者に還付するものとする。ただし、当該学校給食費負担者の期別納付額に過納があるときは、当該過誤納金を当該過誤納額に充当することができる。 2 (略) 別表（第5条、第7条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>期別</th><th>期別納付額</th><th>納付期限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月期</td><td>6,800円</td><td></td></tr> <tr> <td>6月期</td><td>6,800円</td><td></td></tr> <tr> <td>7月期</td><td>6,800円</td><td></td></tr> <tr> <td>8月期</td><td>6,800円</td><td></td></tr> <tr> <td>9月期</td><td>6,800円</td><td></td></tr> <tr> <td>10月期</td><td>6,800円</td><td></td></tr> <tr> <td>11月期</td><td>6,800円</td><td></td></tr> <tr> <td>12月期</td><td>6,800円</td><td></td></tr> <tr> <td>1月期</td><td>6,800円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	期別	期別納付額	納付期限	5月期	6,800円		6月期	6,800円		7月期	6,800円		8月期	6,800円		9月期	6,800円		10月期	6,800円		11月期	6,800円		12月期	6,800円		1月期	6,800円		小学校給食費の公会計化に伴う名称変更 小学校給食費の公会計化に伴う規定の整理 小学校及び中学校の給食費単価の記載 事務の効率化を図るため、納付期日が未到来の期別納付額への充当も可能となる旨を追加 期別表記の変更 期別納付額を数値から納付額算定方法に変更
期別	期別納付額	納付期限																																																												
第1期	学校給食費の額に1の年度において実施																																																													
第2期	があるとき見込まれる学校給食の日数を乗じて得た額を10で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。																																																													
第3期																																																														
第4期																																																														
第5期																																																														
第6期																																																														
第7期																																																														
第8期																																																														
第9期																																																														
期別	期別納付額	納付期限																																																												
5月期	6,800円																																																													
6月期	6,800円																																																													
7月期	6,800円																																																													
8月期	6,800円																																																													
9月期	6,800円																																																													
10月期	6,800円																																																													
11月期	6,800円																																																													
12月期	6,800円																																																													
1月期	6,800円																																																													

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案		現 行		改正理由
第10期	学校給食費の額に1の年度において実施する学校給食の日数を乗じて得た額から、第1期から第9期までの期別納付額の合計を減じて得た額とする。	2月期	学校給食費の額に1の年度において実施する学校給食の日数を乗じて得た額から、5月期から1月期までの期別納付額の合計を減じて得た額とする。	

[illegible]

(修業事項)

- 1 本年込餐は、学校給食を受ける生徒(新職員)1人につき1次を提出してください。
- 2 本年込餐は、京田辺市立中学校に在学(在籍)する期間に有効となります。なお、申込事項に変更が生じた場合は、学校給食申込事項変更届を提出してください。ただし、既届出事項を変更する場合は、改めて本年込餐の提出が必要です。
- 3 期別給付金付欄に給付金全額が記入されたこととは、口頭報告の新設口座に照し提出したものとさせていただきます。口頭報告の新設口座が未記入となる場合があります。期別給付金付欄に記入したことを必ずご確認ください。
- 4 食費を「現金」で支払う場合は、現金の領収書を提出し、学校給食費の全額を返金として返してください。

(牛乳事業)

1 牛乳の運搬は、牛乳配達車を受けける児童又は生徒（新築側）1人につき1枚を搬出してくだ
さい。

2 牛乳の運搬は、京田辺市立小中学校又は京田辺市立中学校に在学（在籍）する期間に有効となります。
なお、中学校卒業後、東京理科大学に進学した場合は、牛乳配達車を受け取る必要はありません。
また、中学校卒業後、東京理科大学に進学した場合は、牛乳配達車を受け取る必要はありません。

3 牛乳の運搬は、京田辺市立小中学校又は京田辺市立中学校に在学（在籍）する期間に有効となります。
なお、中学校卒業後、東京理科大学に進学した場合は、牛乳配達車を受け取る必要はありません。
また、中学校卒業後、東京理科大学に進学した場合は、牛乳配達車を受け取る必要はありません。

4 牛乳の運搬は、京田辺市立小中学校又は京田辺市立中学校に在学（在籍）する期間に有効となります。
なお、中学校卒業後、東京理科大学に進学した場合は、牛乳配達車を受け取る必要はありません。
また、中学校卒業後、東京理科大学に進学した場合は、牛乳配達車を受け取る必要はありません。

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第2項の規定により
学校給食の申込事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

改正理由

小学校給食費の
公会計化に伴う
様式変更

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第2項の規定により
学校給食の申込事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

現行

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第2項の規定により
学校給食の申込事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

改正理由

小学校給食費の
公会計化に伴う
様式変更

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第2項の規定により
学校給食の申込事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

現行

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第2項の規定により
学校給食の申込事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

改正理由

小学校給食費の
公会計化に伴う
様式変更

本府社会部社会科 (庶務課) 教職員 事務局 庶務課 庶務係 11月15日	一、氏名				
	住所				
	職業				
	電話番号				
本府社会科社会科 (庶務課) 教職員 事務局 庶務課 庶務係 11月15日	二、氏名				
	住所				
	職業				
	電話番号				
本府社会科社会科 (庶務課) 教職員 事務局 庶務課 庶務係 11月15日	三、氏名				
	住所				
	職業				
	電話番号				
本府社会科社会科 (庶務課) 教職員 事務局 庶務課 庶務係 11月15日	四、氏名				
	住所				
	職業				
	電話番号				

「本堂更には、学校給食を受ける児童又は生徒（新職員）１人につき１校を提出して」

佐賀県を代表する銀行は 京田辺市学校給食用込費の提出が必用です。

生野地区事務所 (総務課長、秘書員)	フリガナ			
	氏名			
	住所	(〒 ー)		
	電話番号	(市外)	(市内電話)	
	電子メール アドレス			
生野地区民生センター (総務課長)	フリガナ			
	氏名			
	住所			
	電話番号			
	電子メール アドレス			
変更事項 (関係する町民を 記入してください)	フリガナ			
	氏名			
	住所			
	電話番号			
	電子メール アドレス			

本校では、生徒一人につき1校を提出してください。

② 授業改善を要する場合は、京田辺市中学校給食甲込費の提出が必要です。

京田辺市規則第77号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市学校給食費の徴収に関する条例（令和5年京田辺市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(学校給食の申込み)

第3条 学校給食費負担者（保護者等及び教職員に限る。以下同じ。）は、京田辺市中学校給食申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 学校給食費負担者は、申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに学校給食申込事項変更届（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、保護者等を変更する場合は、前項の規定によるものとする。

3 申込書が提出されていない生徒が学校給食を受けたときは、当該生徒の学齢簿に記載された保護者等から申込書の提出があったものとみなす。

(学校給食費の額)

第4条 条例第3条第2項の規定による学校給食費の額は、1人1日当たり340円とする。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、別表に定める期別の区分に応じた納付額（以下「期別納付額」という。）を納付期限までに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 納付期限が、京田辺市の休日を定める条例（平成2年京田辺市条例第22号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(学校給食費の納付方法)

第6条 学校給食費負担者は、期別納付額を口座振替の方法により納付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市長が別に指定する方法により納付することができる。

(学校給食費の減額)

第7条 市長は、学校給食を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付額を減額することができる。

- (1) 傷病、入院その他やむを得ない理由により、学校給食を実施する日において連続して5日を超えて学校給食を受けることができないとき。
- (2) 転出等により、年度途中で学校給食を受けることができなくなったとき。
- (3) 食材に関して特別の配慮が必要であると認められるとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により納付額を減額するときは、別表に定める期別のうち、その納付期限が最も遅いものに係る期別納付額から順次に減額するものとする。ただし、前項第3号又は第4号により減額するときは、この限りでない。

(学校給食費の還付及び充当)

第8条 市長は、学校給食費負担者から納付された期別納付額に過納又は誤納があるときは、当該過納又は誤納の額（以下「過誤納金」という。）を当該学校給食費負担者に還付するものとする。ただし、当該学校給食費負担者の期別納付額に滞納があるときは、当該過誤納金を当該滞納額に充当することができる。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、当該学校給食費負担者に通知するものとする。

(督促)

第9条 市長は、条例第6条の規定による督促をするときは、納付期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の規定による督促に係る納期限は、督促状を発する日から起算して1

5 日以上を経過した日とする。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第 5 条、第 7 条関係)

期別	期別納付額	納付期限
5 月期	6, 8 0 0 円	5 月末日
6 月期	6, 8 0 0 円	6 月末日
7 月期	6, 8 0 0 円	7 月末日
8 月期	6, 8 0 0 円	8 月末日
9 月期	6, 8 0 0 円	9 月末日
1 0 月期	6, 8 0 0 円	1 0 月末日
1 1 月期	6, 8 0 0 円	1 1 月末日
1 2 月期	6, 8 0 0 円	1 2 月末日
1 月期	6, 8 0 0 円	1 月末日
2 月期	学校給食費の額に 1 の 年度において実施する 学校給食の日数を乗じ て得た額から、5 月期 から 1 月期までの期別 納付額の合計を減じて 得た額とする。	2 月末日

別記

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

京田辺市中学校給食申込書

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり学校給食を申し込みます。

記

学校給食費負担者 (保護者等、教職員)	フリガナ		学校給食を 受ける者 からの続柄		
	氏 名				
	住 所	(〒 -)			
	電話番号	(自宅) (携帯電話)			
	電子メール アドレス				
学校給食を受ける生徒 (教職員)	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日	
	氏 名				
	学校名等	市立 中学校	☐ 新1年生		
	住 所	※学校給食費負担者と住所が異なる場合のみ記入してください。 (〒 -)			

（特記事項）

- 1 本申込書は、学校給食を受ける生徒（教職員）1人につき1枚を提出してください。
- 2 本申込書は、京田辺市立中学校に在学（在籍）する期間は有効となります。なお、申込事項に変更が生じた場合は、学校給食申込事項変更届を提出してください。ただし、保護者等を変更する場合は、改めて本申込書の提出が必要です。
- 3 期別納付額に過誤納金が生じたときは、口座振替の指定口座に還付します。期別納付額を滞納したときは、法定利率による遅延損害金が発生する場合があります。また、支払督促等を裁判所に申立てする場合があります。
- 4 食物アレルギー等により食材に関して特別な配慮を要し、学校給食の全部又は一部を受けることができないときは、在籍する学校長に相談してください。

年 月 日

（あて先）京田辺市長

学校給食申込事項変更届

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、学校給食の申込事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

学校給食費負担者 (保護者等、教職員)	フリガナ		
	氏 名		
	住 所	(〒 —)	
	電話番号	(自宅)	(携帯電話)
	電子メール アドレス		
学校給食を受ける生徒 (教職員)	学 校 名	市立 学校 年 組	
	フリガナ		
	氏 名		
変更事項 (該当する内容を 記入ください。)		変 更 前	変 更 後
	住 所		
	学校名等	市立 年 学校 組	市立 年 学校 組
	フリガナ		
	氏 名		
	そ の 他		

(特記事項)

- 1 本変更届は、学校給食を受ける生徒（教職員）1人につき1枚を提出してください。
- 2 保護者等を変更する場合は、京田辺市中学校給食申込書の提出が必要です。

報告第 17 号

令和 7 年度京田辺市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）の募集結果
について

令和 7 年度京田辺市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）の募集結果について、
別紙のとおり報告する。

令和 6 年 10 月 16 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（報告理由）

本件は、去る 9 月に実施した令和 7 年度京田辺市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）の園児募集の結果について、報告するものである。

O

O

令和7年度入園希望者数（令和6年9月30日現在）

単位：人

幼稚園	3歳児	4歳児	5歳児	合計	前年比
田辺				0	0
草内	15			15	-1
三山木	21		1	22	-6
松井ヶ丘	1			1	-7
薪	11			11	2
普賢寺	6	1		7	0
こども園（幼稚園枠）	3歳児	4歳児	5歳児	合計	前年比
大住	23	1	1	25	10
河原	5			5	2
合計	82	2	2	86	0

※「前年比」は令和5年9月30日時点の入園希望者数との比較

※田辺幼稚園3・4歳児は募集停止

<参考>令和7年度園児数見込み

単位：人

幼稚園	3歳児	4歳児	5歳児	合計	前年比	認可定員
田辺			22	22	-13	180
草内	15	18	24	57	-2	160
三山木	21	34	35	90	0	90
松井ヶ丘	1	7	6	14	-9	90
薪	11	10	24	45	-7	160
普賢寺	6	7	8	21	-4	80
こども園（幼稚園枠）	3歳児	4歳児	5歳児	合計	前年比	認可定員
大住	23	20	21	64	10	105
河原	5	6	5	16	2	15
合計	82	102	145	329	-23	880

※「前年比」は令和6年5月1日時点の園児数との比較

※大住こども園及び河原こども園の認可定員は、幼稚園枠の定員数です。保育所枠を合わせた認可定員は、大住こども園が184人、河原こども園が230人となります。

O

O

議案第50号

令和6年度京田辺市教育委員会表彰について

京田辺市教育委員会表彰規則（昭和45年京田辺市教育委員会規則第2号）の規定により、別紙の者を表彰したいので、教育委員会の議決を求める。

令和6年10月16日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

（提案理由）

本件は、京田辺市教育委員会委員として2期、8年在職され、本市の教育、文化及びスポーツの振興・発展に多大な貢献をされた西村和巳氏を、京田辺市教育委員会表彰規則に該当する被表彰者として提案するものである。

O

O

別紙

功 績 調 書

(令和6年10月1日現在)

ふりがな 氏 名	にしむら たかし 西 村 和 巳
生年月日	昭和28年2月24日
住 所	京田辺市大住三野
公 職 歴 団 体 歴	公職・役職名及び在職期間 京田辺市教育委員会委員 平成28年10月1日～令和6年9月30日(8年) うち教育長職務代理者 平成30年10月1日～令和6年9月30日(6年)
功 績	平成28年10月1日から令和6年9月30日まで、2期8年の長きにわたり京田辺市教育委員会委員として、京田辺市の教育、文化及びスポーツの振興・発展に多大な貢献をされた。
該当条項	京田辺市教育委員会表彰規則第2条
備 考	

O

O

○京田辺市教育委員会表彰規則

昭和45年7月28日

教育委員会規則第2号

改正 平成12年10月5日教委規則第6号

平成15年10月29日教委規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、京田辺市の教育、学術及び文化（以下「教育」という。）の振興発展に貢献したものを表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第1条の2 表彰は、次に掲げる種類とする。

- (1) 教育委員、教育長の表彰
- (2) 教育関係職員の表彰
- (3) 生徒、児童の表彰
- (4) 教育文化功労者表彰
- (5) 感謝状

(教育委員、教育長の表彰)

第2条 教育委員又は教育長で任期2期以上その職にある者又はあった者について、表彰する。

(教育関係職員の表彰)

第3条 京田辺市教育委員会（以下「委員会」という。）は、京田辺市立の小学校及び中学校の校長及び教職員で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 職務上特に有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をした者
- (2) 前号に定めるもののほか、委員会が表彰に値すると認められる業績又は行為のあった者

(生徒、児童の表彰)

第4条 学校の生徒又は児童で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたもの
- (2) 前号に定めるもののほか、表彰するに値すると認められる成績又は行為のあった者

(教育文化功労者表彰)

第5条 学校、教育機関又は公共の団体その他のもので次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 教育の振興発展に貢献して、その功績が顕著なもの

(2) 社会教育、社会体育、芸能等の文化活動において優秀な成績のあったもの

(3) 前2号に定めるもののほか、委員会が表彰に値すると認められる業績又は行為のあったもの

(感謝状)

第6条 委員会は、教育の振興発展に寄与し、又は優れた善行により他の模範となるものに対して感謝の意を表することができる。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状又は感謝状及び記念品を贈呈して行う。

(追彰)

第8条 この規則の規定により被表彰者としての要件を満たした者が、表彰を受ける前に死亡したときは、その遺族に表彰状又は感謝状及び記念品を贈る。

2 前項に定める遺族の順位は、次によるものとする。

(1) 配偶者（事実上、婚姻関係と同様の関係のあった者を含む。）

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

(表彰を行う日)

第9条 表彰は、11月3日（文化の日）に行う。ただし、必要に応じて臨時に行うことができる。

(被表彰者の選定)

第10条 被表彰者の選定は、教育長の推薦に基づき委員会が行う。

(被表彰者の登載)

第11条 被表彰者は、委員会保管の表彰者名簿に登載する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

附 則（平成12年10月5日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月29日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。